



宛先：CASCO 会員及び連絡組織会員

文書番号：CASCO 12/2010 rev. 1

日付：2010-04-21

解釈依頼 – ISO/IEC 17021 7.5.2、8.2.3 及び 7.2.4/7.2.7 項

各位

CASCOの解釈手順(QS CAS-PROC/025)及びCASCO総会決議12/2009に従って、A連絡組織が提出した解釈依頼の内容は次の通りです。CPC(議長政策・調整グループ)が、当該解釈に関する統一見解をまとめましたので、以下に提示します。

CASCOのメンバーは、CPCの統一見解の内容を確認のうえ、各質問に関して提案されている解釈に対して、賛成又は反対のどちらかを表明してください。

賛成か反対かの投票の際、コメントを付けて、それが受け入れられることを賛否の前提にすることはできません。投票用紙には、次に示されているCPC統一見解に関する条件又は動機に関する情報は一切記述されていません。

電子投票の開始日は2010年3月4日とし、終了日は2010年4月1日とします。

解釈依頼事項に対する統一見解

注記：今回提出された依頼の内二件では、ISO/IEC17021：2006の条項番号が示されていません。依頼番号2及び3の適用条項番号は、解釈パネルが特定したものです。

解釈依頼番号 1

ISO/IEC 17021:2006の7.5.2項

「認証の授与、維持、更新、拡大縮小、一時停止及び取消しの決定は、決して外部委託してはならない。」

第1質問

これが意味するところは、認定を受けた認証機関の法人の正規社員でなければ、この要求事項を満足していないとみなされるか。

パネルの統一見解は次の通り。

認証機関が意志決定に外部の個人を使用することは、容認される。但し、当該規格の該当部分、例えば、5.1.3、5.2.2、5.1.12、5.1.13、7.1、7.2等が満たされていることが条件となる。

動機

当該規格は、認証機関が外部審査員及び専門家個人を起用することを許している(7.3及び7.3の注記を参照)。規格の中で要員という用語が使われている場合は、常に、非常勤者及び外部の個人が含まれていると考えられている。7.5.1項では、「外部委託」は、「認証機関に代わって、認証活動の一部の提供を他の組織へ下請負契約すること」であることを明らかにしている。



解釈依頼番号 2 - 多数サイト認証書

ISO/IEC 17021:2006の8.2.3項

「認証文書は、次の事項を明示しなければならない。

- a) マネジメントシステムが認証された各依頼者の名称及び地理的所在地(又は本部及び多数サイト認証の認証範囲に含まれる各事業所の地理的所在地)
- b) 認証の授与、拡大又は更新の日付
- c) 有効期限又は再認証の周期と一貫性のある再認証期限
- d) 固有の識別コード
- e) 被認証組織の審査に用いた、発行番号及び/又は改訂を含む、規格及び/又は規準文書
- f) 各事業所に該当する製品サービスを含む。)、プロセスなどに関する認証の範囲
- g) 認証機関の名称、住所及び認証マーク。その他のマーク(例えば、認定シンボル)は、それらが誤解を招くもの又は紛らわしいものでなければ用いてもよい。
- h) 認証に用いた規格及び/又はその他の規準文書によって要求されるその他の情報
- i) 改訂した認証文書を発行する場合、改訂前の無効になった文書と改訂された文書とを区別する方法」

第 2 質問

組織が一つのマネジメントシステムで多くのサイト・所在地をその対象としている場合、次のシステムで、一つの認証書で、幾つかのサイトを認証範囲に入れることが容認され得るか。

- a) 品質マネジメントシステム
- b) 環境マネジメントシステム
- c) 職場安全衛生マネジメントシステム
- d) 完全に統合されたマネジメントシステム

パネルの統一見解は次の通り。

組織が、多数のサイト・所在地を対象とした単一のマネジメントシステムを有している場合、一つだけの認証書で幾つかのサイトをその範囲に入れることは容認される。

条件

このような認証書の場合、マネジメントシステム規格名、当該認証書が対象としている各マネジメントシステムの認証授与日、有効期限等、及び対象となる各マネジメントシステムに関して規格が要求しているその他の情報の記載が求められる。認証書には、個々のマネジメントシステム規格に関してその範囲を記述しなければならない。統合マネジメントシステム規格名のみを認証書に記載することは容認されないだろう。



解釈依頼番号 3 – 審査員力量の実証

ISO/IEC 17021:2006の7.2.4及び7.2.7項

7.2.4 「認証機関は、認証活動で起用する審査員の選定、教育・訓練、正式な承認及び技術専門家の選定に関するプロセスを明確にしなければならない。審査員の力量の初回の評価には、力量をもつ評価者がその審査員の実施する審査を観察することによって決定する、該当の個人的特質、審査中に要求される知識及び技能を適用する能力の実証を含まなければならない。」

7.2.7 「認証機関は、審査員及び技術専門家が力量をもつことを実証した認証活動範囲に限定して、それらの審査員及び技術専門家を起用しなければならない。」

注記 特定の審査に対するチームへの、審査員及び技術専門家の割当てについては9.1.3に規定する。」

第3質問

認証機関が、審査員が特定の分野に有意な経験を有していることを、文書により、示すことができるのであれば（例、産業の特定分野で多年の経験を積んでいることを示している経歴書）、その文書をもって、その分野における審査案件に当該審査員を割り当てるための技術的力量を、当該審査員が備えていることを、充分に実証できるとみなされうるか。

パネルの統一見解は次の通り。

審査員が特定分野に有意な経験を有しているという文書（例、経歴書・履歴書）が、審査員の技術力量を実証するに充分であると考えすることはできない。

動機

経験自体は、力量の十分な証拠ではない。経歴書（履歴書）は貴重な資料とはなり得るものの、それは、能力、知識及び技能を実証するものではない。経歴書それ自体では、7.2.4及び7.2.7.を満足しない。

今後ともご協力頂きたく、よろしく願い申し上げます。

草々

Sean Mac Curtain
Head, Conformity assessment
CASCO Secretary